

子育て応援特別手当の申請はすみましたか?

《対象となる子ども》

西原町に住民登録のある平成14年4月2日から
平成17年4月1日生まれの子で、第2子以降の子ども

《手当の額》

対象となる子ども 1人あたり 36,000円

我が家はもらえるの???

18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降
に生まれた子ども)が2人以上いる

はい

いいえ

第2子以降の子どもが平成14年4月2日
から平成17年4月1日生まれに該当する

はい

いいえ

も ら え る

もらえない



該当すると思われる世帯
へは、3月下旬に2月1日
時点での世帯主へ申請書
をお送りしています。ま
だ届いていない方はご連
絡下さい。

《手続き方法》 対象となる世帯の世帯主が、所定の申請書に必要事項を記入し、振込先の通帳
の写しを添付して提出（原則郵送にて提出）

《受付期間》 平成21年4月1日から平成21年10月1日

・よくある質問・

Q どうして、第2子以降の3歳から5歳の子が対象なの？

A 多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所または幼稚園に子どもが共通して通う年
齢が小学校就学前3年間であること。2歳までの子どもには、別途児童手当で乳幼児加算
が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

Q 子育て応援特別手当は、来年も支給されるの？

A 今回かぎりです。定額給付金と同様に「生活対策」として平成20年度限りの措置です。

Q 19歳、5歳、3歳、2歳の子がいますが、5歳と3歳の子がもらえるの？

A 第2子以降の判定については、18歳まで(平成2年4月2日以降に生まれた子)を基礎とす
るため、5歳の子が第一子となり、第二子以降の対象となるのは3歳の子のみとなります。

【お問い合わせ】定額給付金・子育て応援特別手当対策チーム ☎ 098-882-8885

定額給付金の受給申請受付中!

西原町では、景気後退による生活支援、地域の経済対策のため「定額給付金」の受給申請を
受け付けています。

申請については平成21年4月からの6ヶ月間ですので、西原町役場から送付された申請書に
必要事項を記入の上、必要書類を添えて、お早めに手続をお願いします。

○手続の流れ

西原町役場

申請書発送(4月6日までに終了、
外国人等については別途送付いた
します)

受給対象者

申請書への記入、添付書類を準備
して申請

西原町役場

申請書の受付、審査
受給決定のお知らせ

受給対象者

受給決定者は振込み日後金融機関
にて確認

金融機関

○受給対象者

基準日(平成21年2月1日)において①、

②に該当する者

- ①町の住民基本台帳に記録されている者
- ②町の外国人登録原簿に登録されている者(不
法滞在者及び短期滞在者は対象外)

注意 不審な電話や郵便物が届いたら、迷わずご連絡ください。(土日・祝祭日を除く業務時間内)

【問い合わせ先】 西原町役場 定額給付金対策チーム ☎ 098-882-8885

○給付額

給付対象者1人につき12,000円
但し、基準日において65歳以上の者及び18
歳以下の者については20,000円

○申請に必要なもの

- ①定額給付金申請書
- ②通帳の写し(金融機関、口座番号、預金者
氏名(カナ)がわかるようにコピーして下
さい)

○受付期間

平成21年4月1日～10月1日

※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退した
ものとみなされますのでご注意ください。

○支給開始日

平成21年5月15日以降予定

※受付順に支給を開始しますので、お早めに
手続をお願いします。

